

研修会等の講師謝金の基準

事業区分	職 名	単 位	単 価
研修会、 講習会、 講師謝 金、専門 家派遣等 謝金	(1) 大学教授、弁護士、公認会計士等の場合	1 時間	50,000 円を 限度とする
	(2) 大学准教授、講師、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、技術士等の場合	1 時間	40,000 円を 限度とする
	(3) 民間企業(調査研究機関を除く。)の場合 ア、社長クラス	1 時間	50,000 円を 限度とする
	イ、部長クラス	1 時間	40,000 円を 限度とする
	ウ、課長クラス	1 時間	30,000 円を 限度とする
	エ、その他(課長の代理等)	1 時間	20,000 円を 限度とする
	(4) 官公庁(基盤整備機構、金庫、公庫等を含む。)の場合 ア、部長クラス	1 時間	30,000 円を 限度とする
	イ、課長クラス	1 時間	20,000 円を 限度とする
	ウ、その他(課長の代理等)	1 時間	15,000 円を 限度とする
	(5) 上記 (1) ~ (4) 以外の場合	1 時間	15,000 円を 限度とする

1. 本単価は、全国中小企業団体中央会の基準に準拠し、支給単位についての最高限度額(税込)を示したものであり、執行に当たっては予算額、内容等を勘案するものとする。
2. 補助事業、助成事業、委託事業等において、積算単価が算出されているものについては、原則これを適用するが必要ある場合は協議する。
3. 同一人で職名等を異にする2以上の資格を有する場合には、そのうち高い方を算定の対象とする。